

「特別警報」「暴風・暴風雪警報」「緊急事態」 「南海トラフ地震臨時情報」等についての対応

豊橋市立大崎小学校

1 「特別警報」が発令された場合（※「特別警報」には、大雨、高潮などがあります。）

- (1) 児童の登校前に発令された場合
ア 登校させない。
イ 「特別警報」が解除されても、学校から登校の連絡があるまでは登校させない。
- (2) 児童の登校後に発令された場合
ア 即刻授業を中止し、児童を学校に留め置く。（通学団下校は行わない）
イ 通学路の安全を確認し、引き渡しができる状況であれば、引き渡しを行う。

※引き渡しのメール配信をしてから、保護者による引き取りを行う。（原則、特別警報解除後）

2 「暴風・暴風雪警報」「津波警報」「大津波警報」が発令された場合

- (1) 登校前に発令された場合 ⇒ 暴風警報発令中は、学校は休校とする。
ア 午前6時00分までに解除された時は、平常どおり授業を行う。
イ 午前6時00分を過ぎても解除されない時は、当日は授業を行わない。（休み）
- (2) 登校後に発令された場合 ⇒ 当日の授業等は中止し、速やかに下校させる。
ア 保護者の引き取り予定がない児童は、通学団ごとに教員が引率し下校させる。
イ 保護者またはそれに代わる人が引き取る児童は体育館で待機し、保護者等の引き取りを待たせる。＜引き取り＞

「ア：通学団で下校」か「イ：引き取り」
かをお子さんと確認しておいてください。



※「津波警報」「大津波警報」は、警報が解除されるまで学校待機。

3 登校時に警報は出ていないが、悪天候の場合（急な豪雨、雷、竜巻等）

- ア 自宅待機させ、豪雨や雷等がおさまってから登校させる。（遅刻扱いになりません）
- イ 登校途中の児童がいたら、自宅や安全な場所に避難するよう声をかける。
- ウ 授業開始時刻は、学校から連絡する。

※メール配信ができない場合も考えられます。まず児童の安全を第一にご家庭で判断していただきますようお願いいたします。また、電話での問い合わせはご遠慮ください。

4 「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令された場合

- ア 原則として平常どおり授業を行う。
- イ 状況により登校が危険と判断される時は、登校前に授業の有無を決定し、メール配信によって各家庭に連絡する。
- ウ 登校後の場合は、状況により保護者等に引き取りを依頼することもある。

5 「緊急事態（自然災害：竜巻等 事件：不審者、強盗等）」の場合

- (1) 登校前に発表された場合
 - ・ 安全が確認されるまで休校とする。
- (2) 登校後に発表された場合
 - ・ 当日の授業等は中止し、安全を確認しながら、全員保護者等の引き取りを行う。

ア 全児童を体育館に整列待機させ、保護者等の引き取りを待たせる。

イ 一定時間経過しても引き取りがない児童については、学校から電話連絡する。児童は保護者等の引き取りがあるまで、体育館または家庭科室で待機させる。

6 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

- (1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」または「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

ア 続報に注意し、平常どおり教育活動を続ける。

イ 校区の状況を確認しながら、児童の命を守ることを最優先に、授業を継続するか、下校させるかの判断をする。

- (2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

・ 大崎校区は校区内に事前避難対象地域を含むため、1週間休校。

ア 登校後に発表された場合は、原則として児童全員の保護者等への引き渡しを行う。

イ 一定時間経過しても引き取りがない児童については、学校から電話連絡する。児童は保護者等の引き取りがあるまで、体育館または運動場で待機させる。

※児童の生命の安全を最優先に考え、そのときの状況に応じて、「学校に留め置く」か「保護者へ引き渡す」かを判断する。

「南海トラフ地震臨時情報」や「豊橋市の対応」に関する詳しい情報は「豊橋市防災危機管理課」のHPをご覧ください。

豊橋市役所 防災危機管理課 TEL 51-3116